

兵庫医科大学 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部
GPA 制度に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫医科大学 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程第8条第3項に基づき、本学における GPA に関する必要な事項を定める。

(GP)

第2条 本学で使用する Grade Point (以下「GP」という。)、 f -strict GP」とし、満点を100点、合格最低点を60点とした授業科目の原成績(素点)をSS(standard score)とした場合に、次の算式により求めた値をいう。
 $GP = (SS - 55) / 10$ ただし、 $GP < 0.5$ は $GP = 0.0$ とする。

2 前項に関わらず、対外的に通用性に配慮する必要がある場合には、以下の表に基づき算出した「general GP」を使用することができる。

原成績 (素点)	general GP
100点～90点	4.0
89点～80点	3.0
79点～70点	2.0
69点～60点	1.0
59点～	0.0

(GPA)

第3条 Grade Point Average (以下「GPA」という。)とは、個々の学生の学修時間当たりの学習到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値をいう。

2 GPAの算定対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものを除外した授業科目とする。なお、不合格($GP=0$)の判定を得た場合、当該GP及びその学修に費やした単位数はGPA算定対象に含むものとする。

- (1) 認定科目(素点や段階評価をせず、単位修得のみを認定した授業科目)
- (2) 素点や5段階評価がなされていない授業科目
- (3) 評価が未確定又は保留の授業科目
- (4) 学期の途中に休学、退学または除籍したことに伴い、評価がなされていない授業科目

3 GPAは、前項に規定するGPA算定対象科目について、当該年度における同指標としての「年度GPA」、並びに在学中の全期間における指標としての「累積GPA」に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

<GPAの計算式>

年度GPA = (履修登録科目のGP × 当該科目の単位数)の当該年度の総和 / 当該年度の履修総単位数

累積 GPA = (履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の在学全期間の総和 / 在学全期間の履修総単位数

- 4 第 2 条第 1 項に規定する「f-strict GP」を用いた GPA を「f-strict GPA」と呼び、学内で標準的に用いる GPA とするものとし、同条第 2 項に規定する「general GP」を用いた GPA を「general GPA」と呼び、対外的に通用性に配慮する必要がある場合に用いるものとする。なお、この要領及び他の規則において「GPA」とあるのは、別段の定めがある場合を除き「f-strict GPA」をいう。

(GPA 算定期日の取扱い)

第 4 条 GPA の算定は、確定した成績に基づいて行う。

2 GPA 算定基準日は、進級判定会議の日を当てる。

(不合格科目の再履修の取扱い)

第 5 条 不合格と評価されたのちに再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数は累積 GPA 算定に算入するが、当該科目について過去に得た不合格の評価及び単位数は累積 GPA 算定から除外しないものとする。

(成績証明書への記載)

第 6 条 成績証明書には、「f-strict GPA」及び「general GPA」の年度 GPA 及び累積 GPA を記載するものとする。

(GPA 算定対象科目の履修の取消し)

第 7 条 GPA 算定対象科目について、病気、事故等やむを得ない事情による場合は、履修登録後においても履修を取り消すことができるものとする。

2 履修取消し手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価並びに GPA 算定の対象となり、履修を放棄した授業科目は不合格となる。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、GPA 制度の実施に関し必要な事項は教育委員会で検討し、大学運営会議の意見を聴いて学長が定める。

附 則

①この要領は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

②この要領の施行に伴い、「兵庫医療大学 GPA 制度に関する要領」は廃止する。